

## 第1回事業評価監視委員会の主な質疑と回答について

### 再評価案件（一括審議案件）

#### 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道（川島～大栄）

##### 【質問】

資料4 - (1) 15頁の残事業に掲載されている「走行経費減少便益」がマイナスとなるのはなぜか。

##### 【回答】

- ・走行経費減少便益は、道路の整備・改良が行われない場合の走行経費から、道路の整備・改良が行われる場合の走行経費を減じた差として算定されます。走行経費は走行台キロ（交通量×走行距離）に走行経費原単位（円／台・km）を乗じて算出されます。
- ・残事業の便益は事業が継続した場合から中止した場合を減じた差で算出されます。圏央道（川島～大栄）のケースについては、近隣の高速道路等からの転換により、走行距離が長くなるようなケースなどが想定されます。  
例えば、春日部市役所から土浦市役所へ行くのに、圏央道の整備が行われない場合では、国道16号から茨城県道つくば野田線や国道354号を経由しますが、圏央道の整備が行われる場合、国道4号から圏央道や国道354号を経由して目的地に行くことにより、整備が行われない場合より、約15km走行距離が延びます。このため、整備が行われた走行経費の方が、整備が行われない場合より走行経費が大きくなり、走行経費減少便益としては、マイナスとなっております。